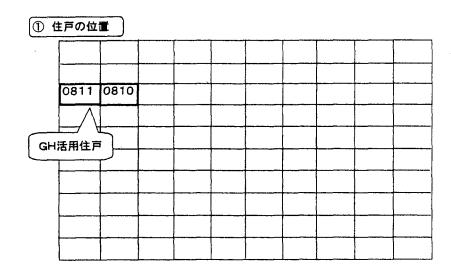
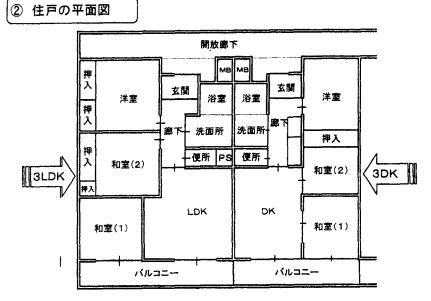
公営住宅を活用したグループホームの事例②

グループホーム なごみ (精神障害者) (大阪府営美原北余部住宅)

・住戸の位置 8階の両隣

・活用住戸 3 D K (73.14㎡) と3 L D K (82.77㎡) (改修無し) ・入居者・世話人 4人(女性4人)につき、世話人1人



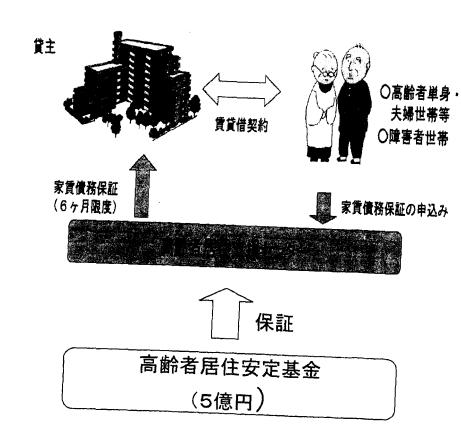


入居者の居住室

家賃債務保証制度

制度の概要

高齢者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を対象とする滞納家賃の債務保証を高齢者居住支援センター(指定された法人)が実施し、大家の不安を解消。(平成13年から)



保証の内容

(1)対象者

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯(収 入階層の50%未満の世帯に限る)、外国人 世帯

- (2)家賃債務保証の概要
 - ①保証の対象 未払い家賃及び原状回復費用、訴訟 に要する費用
 - ②保証限度額 【未払い家賃】家賃の6ヶ月分を限度 【原状回復費用・訴訟に要する費用】 家賃の9ヶ月分を限度
 - ③保証期間 2年間(更新可)
- ④保証料月額家賃の35%

「高齢者居住支援センター」の家賃債務保証制度について

~(財)高齢者住宅財団HPより~

- 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃 貸住宅への人居を支援する制度。
- ・ 国土交通大臣から高齢者居住支援センターの指定を受けて家賃債務保証制度を運営している「財団法人 高齢者住宅財団」(以下「財団」という。)が、高齢者世帯、<u>障害者世帯</u>、子育て世帯および外国人世帯を対 象とした家賃債務保証制度を実施。

家賃債務保証制度の概要

1. 対象住宅

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯もしくは外国人世帯の入居を敬遠しないものとして、財団と家賃債 務保証制度の利用に関する基本約定書を締結した賃貸住宅

- 2. 対象世帯
- (1)高齢者世帯:(略)
- (2)障害者世帯:障害の程度が次に該当する者が入居する世帯
 - ①身体障害:1級~4級

 - ②精神障害:1級または2級 ③知的障害:精神障害に準ずる
- (3)子育て世帯:(略)
- (4)外国人世帯:(略)
- 3. 保証の対象
- (1)滞納家賃(共益費及び管理費を含む)
- (2)原状回復費および訴訟費用 ※家賃滞納により賃貸住宅を退去する場合に限る。
- 4. 保証限度額
- (1)滞納家賃:月額家賃の6ヶ月分に相当する金額を限度に保証。
- (2)原状回復費用および訴訟費用:月額家賃の9ヶ月分に相当する金額を限度に保証。
- 5. 保証引受期間 原則2年間(更新可)
- 6. 保証料2年間の保証で月額家賃の35%(一括払い)(これは2年分の家賃の約1. 5%の負担に相当。)
- (注)制度の詳細は、財団にお問い合わせ下さい。

3 相談支援体制の充実について

(1) 市町村における相談支援体制の整備について

障害者が地域で安心して生活するためには、障害者からの相談に適切に応じ、必要な情報を提供するとともに、複数のサービスを適切に結びつけて調整し、社会資源の改善及び開発を行う相談支援の体制を強化させることが不可欠であると考えられるので、地域生活支援事業の「市町村相談支援機能強化事業」等を活用し、相談支援体制の強化に向けた特段の御配慮をお願いしたい。

また、今般の「緊急措置」により、障害福祉サービスに繋がっておらず、 障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問 の実施など、きめ細やかな相談支援を実施するために「相談支援充実・強 化事業」を措置したので、積極的な活用をお願いする。

(2)地域自立支援協議会の設置等について

障害者が地域で安心して生活するためには、地域における相談支援体制を強化するとともに、地域自立支援協議会を設置し、地域の関係機関の連携強化等を図る必要があるが、全国で概ね50%の設置(平成19年12月1日現在)にとどまっている。

地域自立支援協議会は、地域の関係機関との連携を強化し、情報を共有するとともに障害者が抱える実際のニーズや地域の課題について関係者が具体的に協働する場であり、地域で障害者を支える中核的な役割を担っていることから、未設置市町村においては、早期の設置を進めることとし、設置済市町村においても、協議会の活性化に努めていただきたい。

(地域自立支援協議会の設置状況:平成19年12月1日現在)

都道府県名	設	置時	期	都道府県名	設	置時	期		
	設置済	H19年度	H19以降		設置済	H19年度	H19以降		
北海道	47.8%	24.4%	27.8%	滋賀県	100.0%	0.0%	0.0%		
青森県	60.0%	35.0%	5.0%	京都府	34.6%	50.0%	15.4%		
岩手県	94.3%	5.7%	0.0%	大阪府	27.9%	20.9%	51.2%		
宮城県	52.8%	19.4%	27.8%	兵庫県	46.3%	34.1%	19.5%		
秋田県	56.0%	36.0%	8.0%	奈良県	64.1%	15.4%	20.5%		
山形県	20.0%	60.0%	20.0%	和歌山県	70.0%	30.0%	0.0%		
福島県	13.3%	23.3%	63.3%	鳥取県	10.5%	73.7%	15.8%		
茨城県	18.2%	45.5%	36.4%	島根県	38.1%	52.4%	9.5%		
栃木県	48.4%	41.9%	9.7%	岡山県	100.0%	0.0%	0.0%		
群馬県	97.4%	2.6%	0.0%	広島県	65.2%	30.4%	4.3%		
埼玉県	61.4%	27.1%	11.4%	山口県	59.1%	18. 2%	22.7%		
千葉県	66.1%	26.8%	7.1%	徳島県	25.0%	37.5%	37.5%		

東京都	22. 6%	32.3%	45.2%	香川県	100.0%	0.0%	0.0%
神奈川県	57.6%	36.4%	6.1%	愛媛県	45.0%	45.0%	10.0%
新潟県	65.7%	20.0%	14.3%	高知県	31.4%	17.1%	51.4%
富山県	86. 7%	13.3%	0.0%	福岡県	21.2%	33.3%	45.5%
石川県	21.1%	42.1%	36.8%	佐賀県	100.0%	0.0%	0.0%
福井県	76.5%	23.5%	0.0%	長崎県	21.7%	39. 1%	39.1%
山梨県	32.1%	57.1%	10.7%	熊本県	83.3%	16.7%	0.0%
長野県	96.3%	3.7%	0.0%	大分県	100.0%	0.0%	0.0%
岐阜県	40.5%	26. 2%	33.3%	宮崎県	13.3%	70.0%	16.7%
静岡県	9.5%	40.5%	50.0%	鹿児島県	15.2%	30.4%	54.3%
愛知県	42.9%	57.1%	0.0%	沖縄県	14.6%	70.7%	14.6%
三重県	62. 1%	24.1%	13.8%	全国計	49.6%	29.4%	20.9%

(3) 都道府県による市町村支援について

都道府県においては、地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」や平成18年末の特別対策により措置した「特別アドバイザー派遣事業」により、市町村の相談支援体制の充実・強化等について、具体的で丁寧な支援を行うことが期待できることから、積極的な実施に努めていただきたい。

また、都道府県自立支援協議会については、平成19年度中に全ての都道府県で設置される予定となっている。未設置県においては、市町村に対する支援を強化するためにも早期の設置を進めることとし、設置済県においてもアドバイザー等と連携の上、協議会の活性化に努めていただきたい。

なお、地域自立支援協議会の設置・運営について、平成19年度障害者保健福祉推進事業により、「自立支援協議会設置・運営マニュアル」を作成し、別途、各自治体に配布することとしているので、管下市町村に対して説明会を行う等、地域自立支援協議会未設置市町村に対する支援や相談支援体制の充実に特段の御配慮をお願いしたい。

(4)サービス利用計画作成費について

障害者自立支援法における相談支援については、地域生活支援事業の「障害者相談支援事業」のほか、障害者支援施設からの退所等に伴い一定期間集中的な支援が必要である者等に対しては、自立支援給付としてサービス利用計画作成費を支給することとされている。

今般、サービス利用計画作成費の支給対象者となる支給決定障害者等についての解釈通知(「サービス利用計画作成費の支給対象となる支給決定障害者等について」(平成20年1月31日障障発第0131001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を発出したので、市町村においては、支援が必要な者に適切な支給決定が行われるようお願いする。

- ◎サービス利用計画作成費の支給対象者(省令上の規定)
- ①障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ②単身の世帯に属するため又はその<u>同居している家族等の障害・疾病等</u>のため、自ら指定障害 福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ┆③重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者
- ◎通知により、次のとおり支給対象者の範囲を明確化(平成20年1月31日)
- ①の「障害者支援施設からの退所等」
- → 障害者支援施設からの退所のほか、共同生活介護又は共同生活援助からの退居、精神科病院からの退院など地域生活への移行に当たり住環境や生活環境が大きく変わる場合、家族の入院や死亡又は弟妹の出生等による家庭環境の変化やライフステージの変化(乳幼児期から学齢期への移行や学齢期から就労への移行等)により生活環境が大きく変わる場合等
- ②の「同居している家族の障害・疾病等」
 - → 同居している家族等の障害・疾病のほか、家族が高齢(要介護状態等)である場合、家族 による放置、無理解、無関心等により家族等による援助を受けることが困難である場合等

(5) 障害者の権利擁護について

障害者の「自己決定と自己選択」「利用者本位」の理念を実現するため、 障害者の権利擁護を図ることは極めて重要です。このため、意思能力が不 十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談 に応じるとともに、家庭裁判所、社団法人成年後見センター・リーガルサ ポート(http://www.legal-support.or.jp/)や社団法人日本社会福祉士会権 利擁護センターぱあとなあ(http://www.jacsw.or.jp/contents/kenri/index.ht m)等の関係機関との連携に努めていただきたい。

また、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対して、①市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健福祉法第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者、②障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない(原則、2親等以内の親族がいない)重度の知的障害者又は精神障害者、③所得状況等を勘案し、申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者という要件を満たす場合に、市町村が実施する地域生活支援事業(成年後見制度利用支援事業)として成年後見制度の利用に要する経費を助成することとしているので、

積極的な活用をお願いする。

また、障害福祉サービス事業者等において、虐待が行われているという事例が従来より報告されているところであるが、このような事件を未然に防止するためにも、相談支援事業者や民生委員、利用者の支援を行ってきた就労移行支援事業者、就労継続支援事業者等の地域の福祉関係者において相談に乗っていただくとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備をお願いする。

(6) 相談支援従事者指導者養成研修について

国において、地域の相談支援体制の構築・推進等について中核的な役割を担う指導者の養成及び都道府県が実施する「相談支援従事者研修」の円滑な実施のため、次の日程で「相談支援従事者指導者養成研修」を実施することとしている。

相談支援従事者指導者養成研修修了者は、相談支援事業の要であるケアマネジメント手法に習熟し、地域の相談支援体制の構築に向けて、その中心的な役割を担うことが期待されていることから、都道府県においては、地域の相談支援従事者等の中から適任者の推薦をお願いする。

また、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」については、従来から、研修内容について、地域間で格差がある旨の指摘を受けているので、研修の企画に、相談支援従事者指導者養成研修修了者等に参画いただくとともに、昨年度の研修運営の反省事項等を踏まえ、適切な研修を実施されるようお願いする。

○研修会:相談支援從事者指導者養成研修会

○日 時:平成20年6月18日(水)~20日(金)

○場 所:国立身体障害者リハビリテーションセンター学院

埼玉県所沢市並木4丁目1番地

(7) サービス管理責任者研修会(指導者研修)について

国において、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の質の確保及び都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」の円滑な実施のため、次の日程で「サービス管理責任者研修会(指導者研修)」を実施することとしている。

サービス管理責任者研修会(指導者研修)修了者は、利用者の視点に立った個別支援計画や評価プロセスの策定など、障害福祉サービスの質の向上に向けて地域の中核的な役割を担うことが期待されていることから、都道府県においては、地域の障害福祉サービス事業者等の中から適任者の推

薦をお願いする。

また、都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」については、研修内容について、地域間で格差がある旨の指摘を受けているので、研修の企画に、サービス管理責任者研修会(指導者研修)修了者等に参画いただくとともに、昨年度の研修運営の反省事項等を踏まえ、適切な研修を実施されるようお願いする。

さらに、サービス管理責任者の配置に当たり、実務経験者については、経過措置として、平成21年3月31日まで研修受講要件を緩和しているところです。このため、既にサービス管理責任者として配置されている者等で研修未受講者については、平成20年度中に都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」を受講していただく必要があることから、これらの者が計画的に研修を受講することができるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

○研修会:サービス管理責任者研修会(指導者研修)

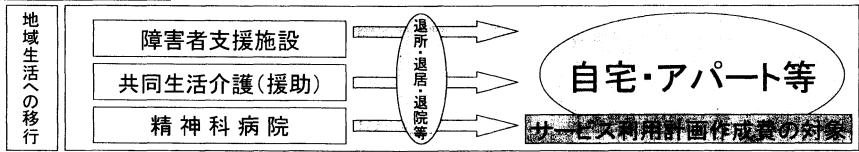
○日 時:平成20年9月10日(水)~12日(金)

○場 所:国立身体障害者リハビリテーションセンター学院

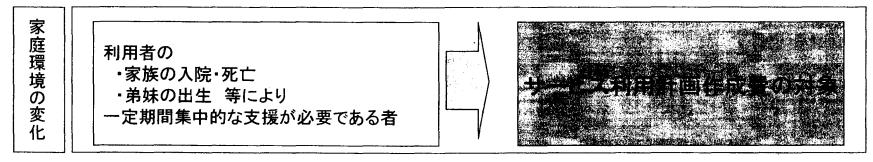
埼玉県所沢市並木4丁目1番地

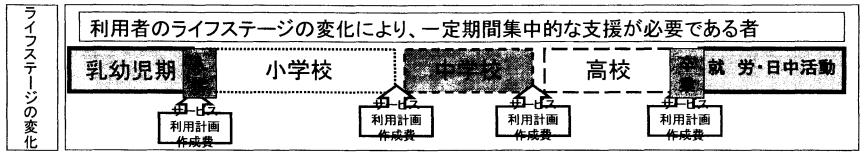
サービス利用計画作成費の支給対象者となる支給決定障害者等の解釈の例示について

- 1. 規則第32条の2第1号
- 〇「障害者支援施設からの退所等」とは、
- (1)住環境の変化



(2)生活環境の変化





(別添資料13)

2. 規則第32条の2第2号

- <u>同居している家族の障害・疾病等</u>とは、
 - ① 家族が障害・疾病である場合
 - ② 家族が高齢(要介護状態等)である場合
 - ③ 家族による放置、無理解、無関心等の状態である場合等により、家族等による援助を受けることが困難な場合